第三款　包括的手法
［第一目～第七目　略］
第八目　削除
［第四款～第七款　略］
第八款　信用リスク削減手法に関するその他の事項
［第一目・第二目　略］
第三目　セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ等（第百十八条―第百二十条）
［第五章～第八章　略］
附則
第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
［一～六の二　略］
六の三　適格中央清算機関　商工組合中央金庫が第二百五十三条の八第一項に定めるところにより信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を商工組合中央金庫に提供している者であって、次に掲げる者をいう。
［イ～ハ　略］
［七～三十　略］
三十一　ソブリン向けエクスポージャー　次に掲げるエクスポージャーをいう。
［イ～ヘ　略］
ト　国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行向けエクスポージャー
［チ・リ　略］
［三十二・三十二の二　略］
三十二の三　トレード・エクスポージャー　派生商品取引、レポ形式の取引及び長期決済期間取引（第五十六条第二項に規定する長期決済期間取引をいう。第二十五条第一号及び第五十五条第一項において同じ。）並びにこれらに関する担保の提供により生ずるエクスポージャーをいう。
［三十二の四～七十七　略］
（連結の範囲）
第三条　［略］
2　前項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫が法第三十九条第一項第三号又は第四号に掲げる会社及びこれらの子法人等（以下「保険会社等」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等（第五条第二項第一号イ⑴において「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。
（信用リスク・アセットの額の合計額）
第十条　第二条各号及び第二条の二第一項の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあっては第二十五条に定めるものを、内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあっては第百三十三条に定めるものをいう。
［2・3　略］

第三款　包括的手法
［第一目～第七目　同左］
第八目　包括的手法における担保付派生商品取引（第九十四条）
［第四款～第七款　同左］
第八款　信用リスク削減手法に関するその他の事項
［第一目・第二目　同左］
第三目　セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ等（第百十八条―第百二十条）
第七節　間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例（第百二十条の二）
［第五章～第八章　同左］
附則
第一条　［同左］
［一～六の二　同左］
六の三　適格中央清算機関　商工組合中央金庫が第二百五十三条の八第二項に定める手法により信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を商工組合中央金庫に提供している者であって、次に掲げる者をいう。
［イ～ハ　同左］
［七～三十　同左］
三十一　［同左］
［イ～ヘ　同左］
ト　国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャー
［チ・リ　同左］
［三十二・三十二の二　同左］
三十二の三　トレード・エクスポージャー　派生商品取引及びレポ形式の取引並びにこれらに関する担保の差入れにより生ずるエクスポージャーをいう。
［三十二の四～七十七　同左］
（連結の範囲）
第三条　［同左］
2　前項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫が法第三十九条第一項第三号又は第四号に掲げる会社（以下「保険会社等」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等（第五条第二項第一号イ⑴において「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。
（信用リスク・アセットの額の合計額）
第十条　第二条各号及び第二条の二第一項の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあっては第二十五条第一項に定めるものを、内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあっては第百三十三条に定めるものをいう。
［2・3　同左］